

第 1 章 資 料

■印南町防災会議条例 印南町条例第12号

昭和37年12月24日

条例第12号

改正 平成10年12月21日条例第18号

平成12年3月23日条例第2号

平成24年3月21日条例第1号

平成24年9月25日条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、印南町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 印南町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2) 町長の諮問に応じて印南町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4) 水防法(昭和24年法律第193号)第33条第2項の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織し、委員の定数は25人以内とする。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって、これに充てる。

(1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者

(2) 和歌山県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者

(3) 和歌山県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(4) 町長がその部内の職員から指名する者

(5) 教育長

(6) 消防長及び消防団長

(7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者

(8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

6 前項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるために専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、県の職員、町の職員、関係公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し、必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年条例第18号)抄

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年条例第2号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第1号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年条例第15号)

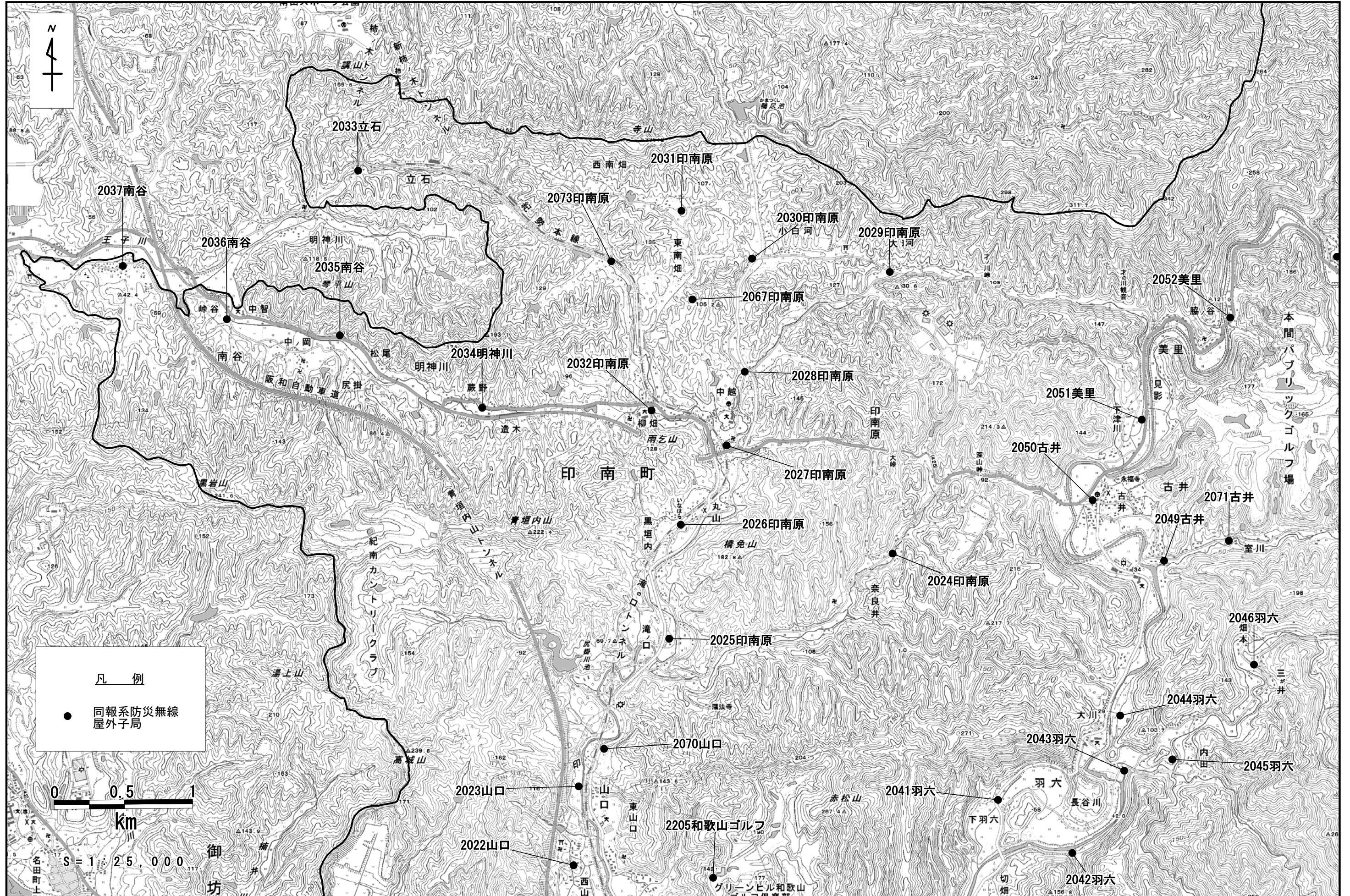
この条例は、公布の日から施行する。

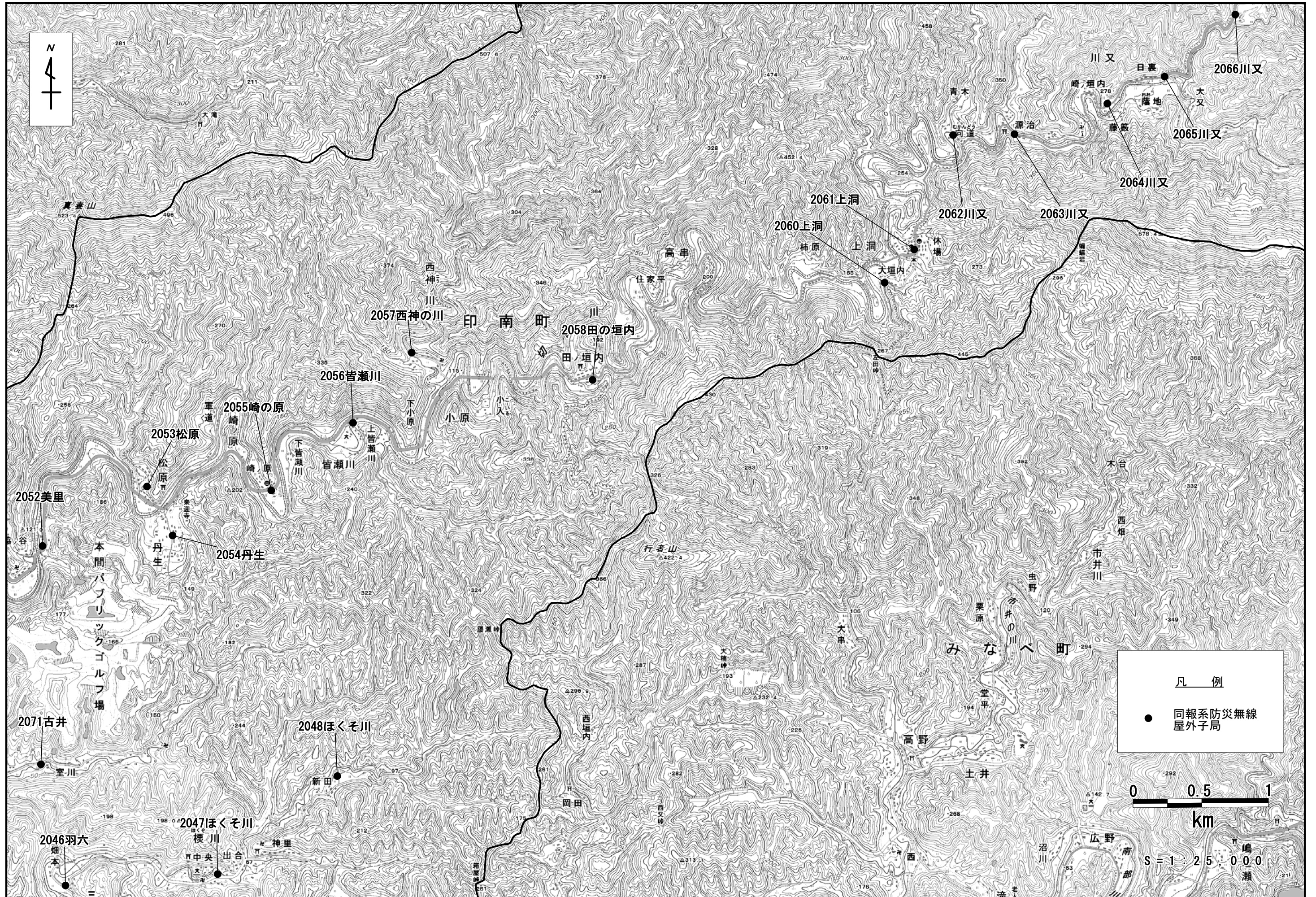
■同報系防災無線屋外子局位置図及び一覧

○同報系防災無線屋外子局位置図(1/3)



○同報系防災無線屋外子局位置図(2/3)





同報系防災無線屋外子局一覽

(平成 30 年 10 月)

地 区	屋外子局	有 線 局	合 計
津井	2	1	3
印南	12	2	14
山口	4	1	5
印南原	11	0	11
明神川	1	0	1
南谷	3	2	5
立石	1	0	1
松原	1	0	1
丹生	1	1	2
崎ノ原	1	0	1
皆瀬川	1	0	1
小原	0	1	1
西神ノ川	1	0	1
田ノ垣内	1	0	1
上洞	2	1	3
川又	5	1	6
美里	2	2	4
古井	3	1	4
榎川	2	1	3
羽六	6	0	6
宮ノ前	2	0	2
古屋	1	0	1
西ノ地	6	0	6
島田	9	2	11
合 計	78	16	94

■移動系防災無線一覧

○ 遠隔制御装置子機（呼出名称）

【0】ぼうさいいなみ 本部	【3】ぼうさいいなみ 生活環境課
【1】ぼうさいいなみ 総務課	【4】ぼうさいいなみ 住民福祉課
【2】ぼうさいいなみ 建設課	【5】ぼうさいいなみ 産業課

○ 車載無線機

ぼうさいいなみ 1 （指令車）	ぼうさいいなみ 2 （生活環境課）
ぼうさいいなみ 11 （総務課 5 号車）	ぼうさいいなみ 12 （建設課）
ぼうさいいなみ 13 （建設課）	ぼうさいいなみ 14 （生活環境課）
ぼうさいいなみ 15 （総務課 4 号車）	ぼうさいいなみ 16 （総務課 3 号車）

○ ショルダー無線機

ぼうさいいなみ 21	ぼうさいいなみ 22	ぼうさいいなみ 23
ぼうさいいなみ 24	ぼうさいいなみ 25	

○ 携帯無線機

ぼうさいいなみ 101	ぼうさいいなみ 102	ぼうさいいなみ 103
ぼうさいいなみ 105	ぼうさいいなみ 106	ぼうさいいなみ 107
ぼうさいいなみ 108	ぼうさいいなみ 109	ぼうさいいなみ 110
ぼうさいいなみ 111	ぼうさいいなみ 113	ぼうさいいなみ 114
ぼうさいいなみ 115	ぼうさいいなみ 116	ぼうさいいなみ 117
ぼうさいいなみ 118	ぼうさいいなみ 119	ぼうさいいなみ 120
ぼうさいいなみ 121	ぼうさいいなみ 123	